

※ 本書の原本は、茨城県社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は、市町村社会福祉協議会及び借入申込者が保有してください。
 なお、借入申込書受理時に、コピー機等がない場合は、貸付金交付時に副本を借入申込者に交付します。